［令和２年］（〔設問１〕と〔設問２〕の配点の割合は，７：３）

次の文章を読んで，後記の〔設問１〕及び〔設問２〕に答えなさい。

【事例】

Ｘ運転の普通乗用自動車が，Ｙ運転の普通自動二輪車に追突する事故が発生した（以下「本件事故」という。）。

Ｘは，Ｙに生じた損害として，Ｙ所有の自動二輪車の損傷について損害賠償債務が発生したことを認め，このＹの物損については，ＸＹ間の合意に基づき，Ｘの加入する保険会社から損害額の全額が支払われた。しかし，本件事故によるＹの人的損害の発生については，ＸＹ間の主張が食い違い，交渉が平行線となった。

そこで，Ｘは，Ｙに対し，本件事故に基づくＹの人的損害については生じていないとして，ＸのＹに対する本件事故による損害賠償債務が存在しないことの確認を求める訴えを提起した（以下「本訴」という。）。

Ｙは，この本訴請求に対し，本件事故によりＹに頭痛の症状が生じ，現在も治療中であると主張して争うとともに，本件事故による治療費用としてＹが多額の支出をしているので，その支出と通院に伴う慰謝料の一部のみをまずは請求すると主張し，Ｘに対し，本件事故による損害賠償請求の一部請求として，５００万円及びこれに対する本件事故日以降の遅延損害金の支払を求める反訴を提起した。

なお，以下の各設問では，遅延損害金については検討の対象外とし，論じる必要はない。

〔設問１〕

受訴裁判所は，審理の結果，Ｙを治療した医師の証言等の結果から，以下のような心証を形成した。

Ｙには本件事故後に頭痛の症状が認められたが，既に必要な治療は終了している。そして，その頭痛の症状及び程度からすれば，本件事故前からのＹの持病である慢性頭痛と考えるのが相当であるから，本件事故による損害とは認められない。その他，本件事故によるＹの人的損害の発生を認めるに足りる証拠はない。そして，Ｙは，本件事故による物損について損害額の全額の支払を受けているから，Ｙの損害はすべて填補されたというべきである。

この場合に，受訴裁判所は，本訴についてどのような判決を下すべきか，判例の立場に言及しつつ，答えなさい。また，本訴についての判決の既判力は，当該判決のどのような判断について生じるか，答えなさい。

〔設問２〕

裁判所は，〔設問１〕のとおり本訴について判決するとともに，反訴（一部請求）について請求棄却の判決をして，同判決が確定した（以下「前訴判決」という。）。

しかし，前訴判決後，Ｙは，当初訴えていた頭痛だけでなく，手足に強いしびれが生じるようになり，介護が必要な状態となった。

そこで，Ｙは，前訴判決後に生じた各症状は本件事故に基づくものであり，後遺症も発生したと主張して，前訴判決後に生じた治療費用，後遺症による逸失利益等の財産的損害とともに本件事故の後遺症による精神的損害を理由に，Ｘに対し，本件事故による損害賠償請求の残部請求として，３０００万円及びこれに対する本件事故日以降の遅延損害金の支払を求める新たな訴えを提起した（以下「後訴」という。）。

前訴判決を前提とした上で，後訴においてＹの残部請求が認められるためにどのような根拠付けが可能かについて，判例の立場に言及しつつ，前訴におけるＸ及びＹの各請求の内容に留意して，Ｙ側の立場から論じなさい。

［解 説］

設問１

設問１は，金額を明示しない債務不存在確認の訴え（本訴）が提起されて係属中に，反訴として当該債務に係る給付の訴えが提起された場合における債務不存在確認の訴えの訴訟物及び既判力に関する理解を問う問題である。具体的には，まず，金額を明示しない債務不存在確認の訴えの適法性が問われ，さらに，債務不存在確認の訴えにおいて給付訴訟の反訴がなされた場合の確認の利益に関する判例の立場を念頭に置きつつ，反訴が明示的一部請求訴訟であることを踏まえた上で，本問の事案における本訴の帰すうについて，その判決に生ずる既判力の点も含め，検討されているかを問うものである。（出題の趣旨）

１．「受訴裁判所は、本訴についてどのような判決を下すべきか」

（１）債務不存在確認請求と給付訴訟の関係

ア．金額を明示しない債務不存在確認訴訟が不適法であるならば、「債務不存在確認訴訟の係属中に同一債権について明示的一部請求訴訟が反訴として提起された場合」における債務不存在確認訴訟（本訴）の帰趨について論じるまでもなく、裁判所は、本訴について却下判決を下すべきこととなる。

そこで、金額を明示しない債務不存在確認訴訟の適法性（債務の上限を示さないでする債務の一部不存在確認請求における請求の特定（133 条 2 項 2 号））が問題となる。

イ．請求の特定（133 条 2 項 2 号）の趣旨は、㋐判決事項が原告が定立した請求に拘束される処分権主義（246 条）の下において裁判所が審判対象を特定することと、㋑被告に対して防御対象を明確にして防御の方法・程度等を決定する機会を与えることにより不意打ちを防止することにある。

基礎応用 241 頁［論点 8］、論証集 132 頁［論点 8］、最判 S40.9.17・百 76

そして、債務の上限額が明らかでない場合、裁判所にとっては審判対象が特定されないし、被告にとっては請求全部認容の場合に失う利益の最大限度（敗訴リスクの最大限）が明らかにならないため、防御の仕方・程度について決定することができないから、㋐・㋑を満たさない。

そこで、請求の趣旨において債務の上限を明示する必要まではないものの、請求の趣旨、請求の原因及び一件記録により債務の上限が明らかにならないのであれば、請求の特定を欠くと解すべきである。

（２）本訴と反訴の訴訟物から確認する

本問では、「債務不存在確認訴訟の係属中に同一債権について明示的一部請求訴訟が反訴として提起された場合」における債務不存在確認訴訟（本訴）又は給付訴訟（反訴）の取扱いが問題となるところ、これらの訴訟が同一の訴訟物について提起された場合に初めてこの論点が顕在化することになるから、本訴と反訴の訴訟物を確認する必要がある。

X が X の Y に対する本件事故による損害賠償債務が一切存在しないと主張して本訴を提起していることから、本訴の訴訟物は、本件事故による損害賠償請求権（民法 709 条）が一切存在しないことであると考えられる。具体的には、①物損に関する損害賠償請求権、②Y が反訴で主張している「治療費用…の支出と通院に伴う慰謝料の一部」を損害とする損害賠償請求権、及び

③①②以外の本件事故に関する損害賠償請求権が存在しないことである。[1]

基礎応用 139 頁［論点 3］、論証集 107 頁［論点 3］、最判 S48.4.5・百 74

最高裁昭和 48 年判決では、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである。」と判示しているからである。したがって、①②③は、全て 1 個の損害賠償請求権として 1 個の訴訟物を構成する。

①②③の分類は、設問 1・2 における Y の主張と設問 1 における裁判所の心証を反映したものである。「Y は、本件事故による物損について損害額の全額の支払いを受けている」から物損はないとの心証（問題文 28～29）は①、「Y は、…本件事故により頭痛の症状が生じ、…本件事故による治療費用として Y が多額の支出をしているので、その支出と通院に伴う慰謝料の一部のみをまずは請求すると主張」している（問題文 15～17）との部分が②、「その他、本件事故による Y の人的損害の発生を認めるに足りる証拠はない」との裁判所の心証（問題文 27～28）及び Y が「前訴判決後に生じた各症状」による財産的損害及び精神的損害を残部として請求した（問題文 39～42）との部分が③に対応する。

反訴は一部請求であり、一部請求否定説に立つのであれば、反訴の訴訟物が①ないし③となるのに対し、一部請求肯定説に立つのであれば、反訴の訴訟物は明示された②に限定される。そして、債務不存在確認訴訟は給付訴訟の反対形相であり、両者の訴訟物は同一であると解されているため、一部請求肯定説からも、本訴と反訴では、②の限度で訴訟物が同じであることになる。

基礎応用 238 頁［論点 5］、論証集 130 頁［論点 5］、最判 S32.6.7・百 81 等

（3）反訴の適法性

本訴と反訴とが②の限度で訴訟物を同じくしていることを前提として、反訴について、重複起訴禁止（142 条）及び反訴要件（136 条）を検討することになる。いずれについても、本訴と反訴の訴訟物どうしを比較して判断することになる。

ア．重複起訴が禁止される「事件」の同一性（142 条）は、㋐当事者及び㋑審判対象の同一性から判断される。㋐・㋑は、重複起訴禁止の主たる趣旨である既判力の矛盾の危険防止から判断される。㋐当事者の同一性は、115 条 1 項 1 号ないし 4 号により既判力が及ぶ者どうしの間にも認められる。㋑審判対象の同一性は、訴訟物が同一である場合に認められる。既判力は訴訟物の存否に対する判断に生じるのが原則だからである（114 条 1 項）。

基礎応用 95 頁・2、論証集 58 頁・2

本訴と反訴とでは、原告と被告が入れ替わっているだけであり、X と Y は、訴訟で対立した「当事者」（115 条 1 項 1 号）として、既判力が及ぶ関係に立つ者どうしであるといえるから、㋐当事者の同一性が認められる。また、本訴と反訴とは、②の限度で訴訟物が同じであるから、②の限度で

[1] 但し、厳密には、設問 2 で前訴判決後に顕在化した各症状を原因とする損害の賠償請求権の不存在については確認対象から除外する旨の明示があったと擬制する構成を採用した場合には、本訴の訴訟物は、全損害から上記損害を除いたものに関する損害賠償請求権の不存在となる。

㋑審判対象の同一性が認められる。したがって、反訴は、本訴と同一の「事件」について提起されたものであるといえる。

もっとも、本訴と反訴の訴訟物が同一である場合、両請求の関連性の強さから裁判所が弁論を分離する権限（152 条 1 項）が制限されるため、後に弁論が分離され別々に審理・判断されることで重複起訴禁止の弊害が生じるという事態は起こり得ない。したがって、反訴は、「更に訴えを提起すること」に当たらず、重複起訴禁止に抵触しない。

基礎応用 96 頁(2)ア、論証集 59 頁(2)ア

イ．反訴要件

反訴は、本訴と②の訴訟物を同じくするため「本訴の目的である請求…と関連する」（146 条 1 項本文）ともいえる。

また、反訴が本訴の「口頭弁論の終結に至るまで」に、「本訴の係属する裁判所」に提起されているし（146 条 1 項本文）、争点である損害賠償請求権の発生の有無・範囲については本訴の審理が反訴の審理を包摂することになるため「著しく訴訟手続を遅延させる」（同条項但書 2 号）ともいえません。

したがって、反訴は、反訴要件も満たすため、適法に提起されたといえる。

（4）債務不存在確認訴訟の帰趨

最高裁平成 16 年判決は、「債務不存在確認訴訟の係属中に同一債権の全体を訴訟物とする給付訴訟が提起された場合」について、債務不存在確認訴訟は確認の利益を失い却下されると解している。その理由については、給付請求権の存在を確定する既判力（114 条 1 項）に加えて執行力（民事執行法 22 条 1 号）も認められる給付訴訟の判決効が債務不存在確認訴訟の判決効を包含するからであると説明されている。

基礎応用 99 頁［論点 3］、論証集 61 頁［論点 3］、最判 H16.3.25・百 29

しかし、本件における反訴と本訴とでは、訴訟物が②の限度でしか重なってないから、本訴には、①・③の存否も既判力により確定できるという、反訴にはない独自の意味がある。そのため、反訴の判決効が本訴の判決効を包含するとはいえない。したがって、最高裁平成 16 年判決の射程は、少なくとも、本件についてそのままの形で全面的に及ぶわけではない。その上で考えられる法律構成は 2 である。

1 つ目は、本訴（債務不存在確認訴訟）を②の限度で却下するとの構成である。2 つ目は、本訴（債務不存在確認訴訟）を全面的に維持する（②の限度でも却下しない）との構成である。

2．「本訴についての判決の既判力は、当該判決のどのような判断について生じるか」

（1）1 つ目の構成

裁判所は、①③に対しては認容判決を下し、②に対しては却下判決を下すことになる。そして、①③の不存在について既判力が生じることを指摘するとともに、却下判決については既判力が生じるのか（訴訟判決にも既判力が生じるのか）、仮に生じるとしてどういった形で既判力が生じるのか（訴訟要件全般の不存在について既判力が生じるのか）についても軽く言及すること

基礎応用 94 頁［論点 3］、論証集 56 頁［論点 3］

になると思われる。

（２）２つ目の構成

裁判所は、①②③すべてに対して本案判決をすることになる。設問１に書かれている裁判所の心証に従うと、全部認容判決を下すことになる。

したがって、①②③の不存在について既判力が生じる。

設問２

設問２は，設問１での既判力の生ずる範囲を前提として，被告の前訴の反訴請求が一部請求であったことから，残部を後訴で請求した場合に後訴請求を基礎付ける論拠が問題となる。前訴における本訴・反訴それぞれの判決について生じる既判力を理解した上で，本問で問題となる交通事故事案の不法行為訴訟の特質を踏まえ，残部請求や後遺症による損害の追加請求に関する判例の論理構成に言及しつつ，残部請求の可否について説得的に論述し，本問の具体的事案に当てはめた検討をすることができるかが問われている。（出題の趣旨）

１．論述の方向性

設問２では、「後訴において Y の残部請求が認められるためにはどのような根拠付けが可能かについて、…Y 側の立場から論じなさい」とあるから、残部請求が認められるとの結論を導く理論構成を示す必要がある。

２．反訴に対する判決との関係

（１）既判力の作用から考える

114 条１項の既判力は、これが生じる前訴訴訟物が後訴訴訟物と同一、先決、又は矛盾の関係に立つ場合に後訴に作用する。反訴の訴訟物は②だけだから、反訴に対する判決（以下「反訴判決」とする）の既判力は②の不存在についてのみ生じる。そうすると、②に属しない「前訴判決後に生じた各症状」に関する損害賠償請求権を訴訟物とする後訴と反訴とでは訴訟物が異なるため、同一関係は認められない。先決・矛盾関係にもないから、反訴判決の既判力は後訴に作用しない。したがって、Y が後訴で前訴基準時前の事由たる各症状の発生を主張することは、反訴判決の既判力によっては妨げられない。

（２）信義則違反

次に、信義則について考える。最高裁平成 10 年判決は、金銭債権の数量的一部請求に対する棄却判決確定後の残部請求について、「このような請求の当否を判断するためには、おのずから債権の全部について審理判断することが必要になる。…数量的一部請求を全部又は一部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、…後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。したがって、右判決が確定した後に原告が残部請求の訴えを提起することは、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、前訴の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである」から、「特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当であ

基礎応用 295 頁［論点 1］、論証集 158 頁［論点 1］、最判 H10.6.12・百 80

る。」と判示している。

本問では、例外的に残部請求が信義則に反しないとされる「特段の事情」を肯定する必要がある。本判決が「数量的一部請求を…棄却する旨の判決…が確定した後に原告が残部請求の訴えを提起することは、…信義則に反して許されない」との原則ルールを導いた理由からすると、原則ルールに対する例外である「特段の事情」が認められるのは、㋐残部の不存在についてまでは前訴棄却判決により示されておらず（つまり、前訴棄却判決が「後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すもの」であるとはいえない）、かつ、㋑前訴被告においても後訴で残部が請求されることを予測していた又は容易に予測することができたため「確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待」が生じていたとはいえないときであると思われる。

前訴段階で顕在化していたとされる②に関する傷害と、残部請求に係る前訴判決後に生じた各症状とは、異なる種類の傷害である上、後者が前訴判決後に生じたという意味で顕在化時点も大きく異なる。特に、残部請求に係る前訴判決の確定後に生じたものである（すなわち、前訴基準時には未顕現であった）ことが重要である。そして、本判決は、「数量的一部請求を全部又は一部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、…後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。」とする理由として、「裁判所は、当該債権の全部について当事者の主張する発生、消滅の原因事実の存否を判断し」た上で発生が認められた債権全額を対象として消滅原因事実による控除の要否・範囲を判断するとの過程を経るということを挙げている。そうすると、前訴裁判所は、前訴基準時までに顕在化している原因事実に基づく損害の存否については審理判断しているが、前訴基準後に顕在化した原因事実に基づく損害の存否についてまでは審理判断することができていないため、そのような審理判断を経て下された請求棄却判決によって前訴基準後に顕在化した原因事実に基づく損害が存在しないことまで示されているとはいえない。したがって、㋐を満たす。

X が前訴の段階から本件事故による Y の人的損害の発生について XY 間の主張が食い違っていることを認識していたことと、自動車交通事故により一定期間経過後に後遺症が顕在化することは決して珍しいことでないことから、X としては、前訴判決後に後遺症が顕在化した場合には別途それについての残部請求がなされることについて、前訴判決前から容易に予測することができたといえる。したがって、㋑も満たす。

よって、「特段の事情」が肯定されるため、Y の残部請求は、反訴判決との関係では、信義則違反として却下されることもない。

3．本訴に対する判決との関係

本訴に対する判決（以下「本訴判決」とする）の既判力により、③の不存在の一つとして、本件債権の不存在も確定されるのが原則である。そうすると、本訴判決の既判力は、本件債権を訴訟物とする後訴について同一関係を根拠と

して作用することになり、後訴において本訴基準時前の事由たる各症状の発生を主張することは許されないのが原則である。

例外として、後訴（残部請求）においてYが前訴判決後に顕在化した各症状を原因とする損害の発生を主張することが本訴判決の既判力により遮断されないとするための理論構成は、3つある。

基礎応用 289 頁［論点 9］、論証集 155 頁［論点 9］、最判 S42.7.18・百 82

（1）一部請求理論

1つ目は、最高裁昭和42年判決のように、一部請求理論を前提として、前訴では前訴基準時までに顕在化していない後遺症を原因とする損害の賠償請求権を訴訟物から除外する旨の明示があったと擬制するものである。

これによると、債務不存在確認訴訟の訴訟物から「前訴判決後に顕在化した各症状を原因とする損害の賠償請求権」が除外されることになるため、本訴判決の既判力は、実は、「前訴判決後に顕在化した各症状を原因とする損害の賠償請求権」以外の不存在についてしか生じていないということになる。その結果、本訴判決の既判力が生じている本訴の訴訟物と後訴の訴訟物とは同一関係に立たないことになる。先決・矛盾関係にもないから、本訴判決の既判力は残部請求に作用しない。

もっとも、本判決は、給付訴訟において、前訴基準時には顕在化していない後遺症を原因とする損害の賠償請求はしない旨の明示があったと擬制したものであるから、債務者側から提起されている債務不存在確認訴訟についてまで当然にその射程が及ぶわけではない。

したがって、仮に1つ目の理論構成による場合には、給付訴訟に関する判例理論の射程を債務不存在確認訴訟にまで拡大することの可否についてまで論じる必要がある。

さらに、設問1後段の結論で「本訴に対する判決の既判力は、債権全部の不存在について生じる」と書いている場合には、設問2の理論構成と設問1後段の結論とが矛盾することになってしまう。このことに配慮して、模範答案では、設問1後段の結論については「本訴については全部認容の判決を下すべきである。既判力は、①ないし③の不存在について生じる。」とする一方で、設問2では「したがって、本訴では本件債権を除く債権の不存在の確認を求める（③から本件債権を除外する）旨の明示があったと擬制されるから、本訴判決の既判力は後訴に作用しない。」とすることにより、設問間における矛盾を回避するための工夫をしている。

（2）前訴判決後に顕在化した各症状を原因とする損害の発生を基準時後の事由に位置づける構成

2つ目は、本訴と後訴とで訴訟物の同一であることを根拠として本訴判決の既判力が後訴に作用するという原則論を維持した上で、前訴判決後に顕在化した各症状を原因とする損害の発生を基準時後の事由に位置づける構成である。

この理論構成による場合には、未顕現の後遺症も含め不法行為時に全損害が発生していると解されているにもかかわらず、どうして後遺症に基づく損害の発生を基準時後の事由に位置づけることができるのかについて説明する

必要がある。

（３）期待可能性による調整

３つ目は、本訴と後訴とで訴訟物の同一であることを根拠として本訴判決の既判力が後訴に作用するという原則論を維持し、前訴判決後に顕在化した各症状を原因とする損害の発生を基準時前の事由に位置づけた上で、前訴において各症状を原因とする損害の発生を主張することについて期待可能性がなかったとして既判力による遮断を例外的に否定するというものである。

この理論構成による場合には、基準時前の事由の主張が例外的に許容される余地があることについて、既判力の根拠論に遡って説明する必要がある。

基礎応用 186 頁［論点 3］、論証集 152 頁［論点 3］

［模範答案］

設問１

１．まず、本訴は債務の上限を示さないでする債務の一部不存在確認請求であるところ、請求の趣旨において債務の上限を明示する必要まではないものの、請求の趣旨、請求の原因及び一件記録により債務の上限が明らかにならないのであれば、このような請求は請求の特定（民事訴訟法 133 条 2 項 2 号）を欠くと解される。

Ｘの請求原因とＹの反訴における主張から、本訴の訴訟物は後記①ないし③の不存在であることが特定されるというべきである。

２．次に、本訴の訴訟物は、本件事故による損害賠償請求権（民法 709 条）が一切存在しないことである。具体的には、①物損に関する損害賠償請求権、②Ｙが反訴で主張している「治療費用…の支出と通院に伴う慰謝料の一部」を損害とする損害賠償請求権、及び③①②以外の本件事故に関する損害賠償請求権が存在しないことである。

反訴は一部請求である。実体法上は債権の分割行使が債権者の自由とされているため実体法上の権利の実現過程である民事訴訟でも一部請求を認める必要がある一方で、明示がない場合における残債務がないという被告の合理的期待に配慮する必要もある。そこで、一部であることの明示があれば、訴訟物は債権の一部に限定され、確定判決の既判力も債権の一部についてのみ生じると解する。これが判例の立場である。Ｙが②だけを請求すると明示して反訴を提起しているため、反訴の訴訟物は②の存在である。

債務不存在確認訴訟は給付訴訟の反対形相であり、両者の訴訟物は

同一であると解されているから、本訴と反訴では、②の限度で訴訟物が同じであることになる。

3．さらに、反訴は本訴と当事者及び②の訴訟物を同じくするため、同一「事件」について提起されたものである。もっとも、本訴と反訴の訴訟物が同一である場合、両請求の関連性の強さから裁判所が弁論を分離する権限（民訴法 152 条 1 項）が制限されるから、後に弁論が分離され別々に審理・判断されることで重複起訴禁止の弊害が生じるということはない。したがって、反訴は、「更に訴えを提起すること」に当たらず、重複起訴禁止（142 条）に抵触しない。

反訴は、本訴と②の訴訟物を同じくするため「本訴の目的である請求…と関連する」（146 条 1 項本文）ともいえ、適法である。

4．そして、判例は、債務不存在確認訴訟の係属中に同一債権について給付訴訟が反訴として適法に提起された場合には、前者は確認の利益を失い却下されると解している。給付請求権の存在を確定する既判力（114 条 1 項）に加えて執行力（民事執行法 22 条 1 号）も認められる後者の判決効が前者の判決効を包含するからである。しかし、本件反訴と本訴とでは訴訟物が②の限度でしか重なっていないから、本訴には①・③の存否も既判力により確定できるという反訴にはない独自の意味があるから、反訴の判決効が本訴の判決効を包含するとはいえない。したがって、判例の射程は及ばず、本訴は却下されない。

5．裁判所の心証に従うと、本訴については全部認容の判決を下すべきである。既判力は、①ないし③の不存在について生じる。

設問２

１．反訴に対する判決との関係

（１）114 条 1 項の既判力は、これが生じる前訴訴訟物が後訴訴訟物と同一、先決、又は矛盾の関係に立つ場合に後訴に作用する。反訴の訴訟物は②だけだから、反訴判決の既判力は②の不存在についてのみ生じる。そうすると、②に属しない「前訴判決後に生じた各症状」に関する損害賠償請求権（以下、本件債権とする）を訴訟物とする後訴と反訴とでは訴訟物が異なるから、同一関係にない。先決・矛盾関係にもないから、反訴判決の既判力は後訴に作用しない。したがって、Y が後訴で前訴基準時前の事由たる各症状の発生を主張することは、反訴判決の既判力によっては妨げられない。

（２）判例は、金銭債権の数量的一部請求に対する棄却判決確定後の残部請求について、請求の当否の判断では債権全部についての審理判断を経るのが通常であるため、このような審理の結果に基づく請求棄却判決は後に請求し得る残部が存在しないとの判断を示すものにほかならないとの理由から、特段の事情のない限り、実質的な前訴の蒸し返しとして信義則に反し許されないと解している。

しかし、前訴段階で顕在化していたと主張されている②に関する傷害と、前訴判決後に生じた各症状とは、異なる種類の傷害である上、後者が前訴判決後に生じたという意味で顕在化時点も大きく異なる。そのため、②と本件債権とは実質的な発生事由を異にするといえるから、本件債権については実質的に前訴判決での審理・判断

を経ていないといえる。したがって、特段の事情が認められるから、反訴判決との関係では後訴は遮断されない。

２．本訴に対する判決との関係

（１）本訴判決の既判力により、③の不存在の一つとして、本件債権の不存在も確定されるのが原則である。そうすると、本訴判決の既判力は、本件債権を訴訟物とする後訴について同一関係を根拠として作用することになり、後訴において本訴基準時前の事由たる各症状の発生を主張することは許されないのが原則である。

（２）もっとも、判例には、被害者が事故による損害の賠償を求める給付訴訟を提起し、認容判決が確定した後に、前訴基準時後に後遺症が悪化したことによる損害の賠償を求める給付訴訟を提起した事案において、一部請求理論を前提として前訴では未顕現の後遺症に関する損害の賠償請求はしない旨の明示があったと擬制することで前訴と後訴の訴訟物の同一性を否定することにより、前訴判決の既判力が後訴に作用することを防ぎ、被害者の救済を図ったものがある。債務不存在確認訴訟でも一部請求が認められていること、被害者の救済の必要性、及び訴訟当事者間の公平を理由として、債務者側が提起する債務不存在確認請求訴訟にも上記判例の射程が及ぶと解すべきである。したがって、本訴では本件債権を除く債権の不存在の確認を求める（③から本件債権を除外する）旨の明示があったと擬制されるから、本訴判決の既判力は後訴に作用しない。

よって、残部請求が認められる。　以上

（参考文献）

・「重点講義　民事訴訟法(上)」第２版補訂版（著：高橋宏志－有斐閣）
・「重点講義　民事訴訟法(下)」第２版補訂版（著：高橋宏志－有斐閣）
・「民事訴訟法概論」初版（著：高橋宏志－有斐閣）
・「読解　民事訴訟法」初版（著：勅使川原和彦－有斐閣）
・「基礎からわかる民事訴訟法」初版（著：和田吉弘－商事法務）
・「新民事訴訟法講義」第２版補訂２版（著：中野貞一郎ほか－有斐閣大学双書）
・「民事訴訟法」第５版（著：上田徹一郎－法学書院）
・「民事訴訟法」第６版（著：伊藤眞－有斐閣）
・「リーガルクエスト民事訴訟法」第３版（著：三木浩一ほか－有斐閣）
・「解析　民事訴訟」第２版（著：藤田広美－東京大学出版会）
・「講義　民事訴訟」第３版（著：藤田広美－東京大学出版会）
・「要件事実論30講」第４版（編著：村田渉・山野目章夫－弘文堂）
・「紛争類型別の要件事実」3訂（法曹会）
・「新問題研究　要件事実」（法曹界）
・「民事訴訟法講義案（再訂補訂版）」（司法協会）
・「民事訴訟法判例百選」第５版（有斐閣）
・「重要判例解説」平成18年度～令和４年度（有斐閣）
・「法学セミナー増刊　新司法試験の問題と解説」2006～2011（日本評論社）
・「法学セミナー増刊　司法試験の問題と解説」2012～2021（日本評論社）
・「受験新報」2006～2016（法学書院）
・「法学教室」2006Apr.NO.307（有斐閣）
・「事例で考える民事実認定」（司法研修所）
・「民事執行・保全法概説」第３版（著：中野貞一郎－有斐閣）